# 海岸法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

#### 目次

大規模災害からの復興に関する法律施行令(平成二十五年政令第二百三十七号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	福島復興再生特別措置法施行令(平成二十四年政令第百十五号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令(平成二十三年政令第百十四号)	電気通信事業法施行令(昭和六十年政令第七十五号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	海岸法施行令(昭和三十一年政令第三百三十二号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	大規模災害からの復興に関する法律施行令(平成二十五年政令第二百三十七号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			<ul><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	

000 000

$\overline{}$
傍線
0)
部
分
は
改
正
部
分
$\sim$

三の二 法第十二条第三項の規定により必要な措置を自ら行い、又は三の二 法第十二条第三項の規定により他の施設等を廃棄し、又の代金を保管し、同条第六項の規定により他の施設等を完到し、及びその代金を保管し、同条第六項の規定により他の施設等を発棄し、又の代金を保管し、同条第六項の規定により他の施設等を発棄し、アの代金を保管し、同条第六項の規定により必要な措置を自ら行い、又は同条第八項の規定により売却した代金を売却に要した費用に充てなこと。	七 法第十二条第三項の規定により必要な措置を命ずること。 ・ 法第十二条第四項の規定により必要な措置を命ずること。 ・ 大学及び第三条の三から第三条の八までにおいて「他の施設等」と ・ 大学及び第三条の三から第三条の八までにおいて「他の施設等」と ・ 大学及び第三条の三から第三条の八までにおいて「他の施設等」と ・ と。 ・ 全を保管し、同条第八項の規定により他の施設等を廃棄し、又は同金を保管し、同条第八項の規定により他の施設等を廃棄し、又は同金を保管し、同条第八項の規定により必要な措置を命ずること。 ・ 十一~十七(略)
(海岸管理者の権限の代行) (海岸管理者の権限の代行) (海岸管理者の権限の代行)	同項に規定する処分をし、又は措置を命ずることはできない。 一 法第二条第一項の規定により同項に規定する者と協議すること。 二~四 (略) 二 法第十条第二項の規定により同項に規定する者と協議すること。 二
現	改正案
一个第6年ペリューギャ	

と協議し、 決を申請すること。 とを要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁 法第十九条の規定により、<br />
損失の<br />
補償について損失を受けた者 及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を行うこ

# 十九~二十二

二十三 現場にある者を業務に従事させること。 具若しくは器具を使用し、若しくは工作物その他の障害物を処分し 又は同条第二項の規定によりその付近に居住する者若しくはその 竹木その他の資材を使用し、 法第二十三条第一項の規定により必要な土地を使用し、 若しくは収用し、 車両その他の運搬 土石

十四四 を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。 十二条の二第二項及び第三項の規定により損失の補償について損失 法第二十三条第三項並びに同条第四項において準用する法第

法第二十三条第五項の規定により損害を補償すること。

届出を受理し、 及び当該海岸協力団体の名称等を公示し、 法第二十三条の三の規定により、 及び当該届出に係る事項を公示すること。 海岸協力団体の指定をし、 又は海岸協力団体による

の旨を公示すること。 講ずべきことを命じ、 法第二十三条の五の規定により、 又は海岸協力団体の指定を取り消し 報告を求め、 必要な措置を 及びそ

助言をすること。 法第二十三条の六の規定により情報の提供又は指導若しくは

二十九 法第二十三条の七の規定により海岸協力団体と協議すること

# 三十・三十一(略)

2

権限にあつては、 公示された工事の区域(前項第二十三号から第二十五号までに掲げる 令で定めるところにより公示された区域を除く。 前項に規定する主務大臣の権限は、法第六条第三項の規定に基づき 主務大臣が海岸管理者の意見を聴いて定め、 )につき、 同条第三 主務省

> + 申請すること。 要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁決を 議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を行うことを 法第十九条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協

十一~十四 (略)

### 十五・十六(略)

2 開始の日から当該工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができ 公示された工事の区域につき、同項の規定に基づき公示された工事の前項に規定する主務大臣の権限は、法第六条第三項の規定に基づき ただし、 前項第三号の三から第四号まで、 第九号、

九条第七項から第十五項までの規定により損失を補償する部分に限る(法第二十二条第二項及び同条第三項において準用する漁業法第三十号から第十一号まで、第十七号、第十八号、第二十一号、第二十二号廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第九項の規定に基づき公示された工事の開始の日から当該工事の完了又は項の規定に基づき公示された工事の開始の日から当該工事の完了又は

海岸管理者に通知しなければならない。第三十号に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を第十四号まで、第二十号、第二十六号、第二十七号、第二十九号又は3 主務大臣は、第一項第一号、第三号から第八号まで、第十二号から工事の完了又は廃止の日の後においても行うことができる。

第

一十四号

第二十五号及び第三十号に掲げる権限は、

当該

3

(他の施設等を保管した場合の公示事項)

とする。
第三条の三 法第十二条第六項の政令で定める事項は、次に掲げるもの

一~四 (略)

(他の施設等を保管した場合の公示の方法)

より行わなければならない。 第三条の四 法第十二条第六項の規定による公示は、次に掲げる方法に

一・二 (略)

2 (略)

(他の施設等の価額の評価の方法)

の又は廃止の日の後においても行うことができる。三号、第十四号後段及び第十五号に規定する権限は、当該工事の完了

らない。場合においては、遅滞なく、その旨を海岸管理者に通知しなければな場合においては、遅滞なく、その旨を海岸管理者に通知しなければな号から第六号の二まで、第十二号又は第十五号に掲げる権限を行つた主務大臣は、第一項第一号、第一号の三から第三号の二まで、第五

(他の施設等を保管した場合の公示事項)

一~四 (略)

(他の施設等を保管した場合の公示の方法)

より行わなければならない。 第三条の四 法第十二条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法

一・二 (略)

2 (略)

(他の施設等の価額の評価の方法)

0

保管した他の施設等を売却する場合の手続等)

とができる。
とができる。
とができる。
とができる。
とが心と認められる他の施設等については、随意契約により売却することでも入札者がない他の施設等その他競争入札に付することが適当では、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付第三条の六 法第十二条第七項の規定による保管した他の施設等の売却

(他の施設等を返還する場合の手続)

と引換えに返還するものとする。 等であることを証明させ、かつ、主務省令で定める様式による受領書等の方法によつてその者が当該他の施設等の返還を受けるべき所有者等の方法により元却した代金を含む。)を所有者等に返還するときは、返期三条の八 海岸管理者は、保管した他の施設等(法第十二条第七項の)

損失補償の裁決申請手続)

一〜五(略

(災害時における緊急措置に係る損害補償の額等)

により水防に従事した者に係る損害補償の基準を定める規定の例によ五号)中水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第二十四条の規定等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十第五条 法第二十三条第五項の規定による損害補償は、非常勤消防団員

(保管した他の施設等を売却する場合の手続等)

とができる。
とができる。
とができる。
とができる。
とがのと認められる他の施設等については、随意契約により売却することでも入札者がない他の施設等その他競争入札に付することが適当では、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付第三条の六 法第十二条第六項の規定による保管した他の施設等の売却

(他の施設等を返還する場合の手続)

(損失補償の裁決申請手続)

第四条 法第十二条の二第三項(法第十八条第八項及び第二十一条第四条 法第十二条の二第三項(法第十八条第八項及び第二十一条第四項(法第十二条の二第三項(法第十八条第八項及び第二十一条第四条 法第十二条の二第三項(法第十八条第八項及び第二十一条第四

一~五 (略

第五条及び第六条 削除

9行うものとし、こ	この場合における手続その他必要な事項は、主務省		
第六条削除		(新規)	
公共海岸区域について準用する。第十二条の五 第三条の三から第H(この政令の規定の一般公共海H	海岸区域について準用する。条の五 第三条の三から第五条まで及び第十二条の規定は、一般の政令の規定の一般公共海岸区域への準用)	公共海岸区域につい第十二条の五 第三条(この政令の規定の	ついて準用する。 二条の三から第四条まで及び第十二条の規定は、一般定の一般公共海岸区域への準用)
、第一条の五に規定するも、第一条の五に規定する主域第十四条 法に規定する主務(権限の委任)	、第一条の五に規定するもの、法第二十三条の二第一項に規定するも、第区域に係る海岸保全区域に関する事項に係るものを除く。)のうち十四条(法に規定する主務大臣の権限(農林水産大臣の権限のうち漁(権限の委任)	、第一条の五第一項港区域に係る海岸保第十四条 法に規定す(権限の委任)	一項及び第三項に規定するもの並びに去第二十七条第岸保全区域に関する事項に係るものを除く。)のうち定する主務大臣の権限(農林水産大臣の権限のうち漁
の及び法第二十七条のを除く。)の人ので法第二十七条	。 臣の権限に係る法第三十八条に規定する権限についても、同様とする、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。これらの主務大係るものを除く。)は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとにの及び決第二十七条第二項に規定するもの(主務省令で定める工事に	十八条に規定する権限についても、地方支分部局の長に委任する。これ、次の表の上欄に掲げる主務大臣の	る権限についても、同様とする。 長に委任する。これらの主務大臣の権限に係る法第三に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げるもの(主教省令て定める工事に係るものを防く)に
主務大臣の権限	地方支分部局の長	主務大臣の権限	地方支分部局の長
農林水産大臣の権限	地方農政局長及び北海道開発局長	農林水産大臣の権限	地方農政局長及び北海道開発局長
国土交通大臣の権限	地方整備局長及び北海道開発局長	国土交通大臣の権限	地方整備局長及び北海道開発局長
2 (略)		2 (略)	

$\overline{}$
傍
線
0
部
分
は
改
正
部
分
( <b>"</b> ,

四〜十 (略)	アステー・エー・ストラーである場合は、次に掲げる 2 第	改正案
四〜十 (略)  四〜十 (略)  四〜十 (略)  四〜十 (略)	2 法第百四十一条第四項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる第六条 (略)  (保護区域内の禁止漁業等)	現行

 $\bigcirc$ 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令(平成二十三年政令第百十四号) 、傍線の部分は改正部分

(抄

5 3 2 第十二条 4 らない。 共団体の長に代わって海岸法施行令第一条の五第一項第一号、 行令第一条の五第 廃止の日までに限り行うことができるものとする。 方公共団体の長の意見を聴いて定め、 号までに掲げる権限にあっては、主務大臣が法第七条第一項の被災地 から第八号まで、 第三十号又は前項各号に掲げる権限については、 第十六条第一項において同じ。 条第七項から第十五項までの規定により損失を補償する部分に限る。 おいて準用する漁業法 第二十一号 第二十七号、 第 (特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行) 遅滞なく、 日後においても行うことができる。 事の区域 主務大臣は、 前項に規定する主務大臣の権限は、 (権限の委任 (略) 一項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は (略 (海岸法施行令第一条の五第 第二十二号 その旨を当該被災地方公共団体の長に通知しなければな 法第七条第三項の規定により同条第一項の被災地方公 第二十九号又は第三十号に掲げる権限を行ったときは 第十二号から第十四号まで、 一項第九号から十一号まで、 改 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第三十九 (海岸法第二十二条第二項及び同条第三項に )、第二十四号、 正 公示した区域を除く。 第一項の規定により公示された 項第二十三号から第二十五 案 第十七号、 第二十号、 工事の完了又は廃止 第二十五号若しくは ただし、 第十八号、 第二十六号 海岸法施 )につき 第三号 5 4 3 2 第 十二条 九号、 地方公共団体の長に通知しなければならない。 第十五号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、 の三から第三号の二まで、 共団体の長に代わって海岸法施行令第一条の五第一項第一 も行うことができる。 項各号に掲げる権限については、 分に限る。第十六条第一項において同じ。)若しくは第十五号又は前 条第三項において準用する漁業法 だし、海岸法施行令第一条の五第一項第三号の三から第四号まで、 工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。 工事の区域につき、同項の規定により公示された工事の開始の日から (権限の委任) 第三十九条第七項から第十五項までの規定により損失を補償する部 (特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行 前項に規定する主務大臣の権限は、 主務大臣は、法第七条第三項の規定により同条第一項の被災地方公 略 第十号、 (略) 第十三号、 現 第十四号 第五号から第六号の二まで、 工事の完了又は廃止の日後において (昭和二十四年法律第二百六十七号 (海岸法第二十二条第二項及び同 第一項の規定により公示され 行 その旨を当該被災 第十二号又は 号、 第一号 た 第

、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。 係るものを除く。)は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに係る同法第三条の規定により指定された海岸保全区域に関する事項に農林水産大臣の権限のうち海岸法第四条第一項に規定する漁港区域に第十五条 第十二条第一項から第四項までに規定する主務大臣の権限(

主務大臣の権限	地方支分部局の長
農林水産大臣の権限	地方農政局長及び北海道開発局長
国土交通大臣の権限	地方整備局長及び北海道開発局長

(第一号法定受託事務)

条において準用する第十二条第二項各号に掲げるものに係る事務とす 一分を除く。)から第二十八号まで及び第三十号並びにこの政令第十三 一十二号まで、第二十六号(海岸協力団体による届出の受理に係る部 二十二号まで、第二十六号(海岸協力団体による届出の受理に係る部 二十二号まで、第二十六号(海岸協力団体による届出の受理に係る部 一十二号まで、第二十六号(海に規定する法第七条第二項の県の知事の権限の 第十六条 法第七条第八項の政令で定める事務は、第十三条において準 第二十六条 法第七条第八項の政令で定める事務は、第十三条において準 第二章

2 第十三条において準用する第十二条第一項及び第四項の規定によりする。 第十三条において準用する第十二条第一項及び第四項の規定によりする。

とに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。項に係るものを除く。)は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ご域に係る同法第三条の規定により指定された海岸保全区域に関する事限(農林水産大臣の権限のうち海岸法第四条第一項に規定する漁港区第十五条 第十二条第一項、第二項及び第四項に規定する主務大臣の権

農林水産大臣の権限 地方農政局長及び北海道開発局長主務大臣の権限 地方支分部局の長	国土交通大臣の権限 地方整備局長及び北海	び北海道開発局長
林水産大臣の権限 地方農政局長及び北海道開発局務大臣の権限 地方支分部局の長		
	産大臣の権限   地方農政	海道開発局
務大臣の権限 地方支分部局の		
务尺巨り権艮   也方左分邪哥り	村内 おフラク音馬	<del>.</del>
	霍艮———也与左分祁哥————————————————————————————————————	

(第一号法定受託事務)

二項各号に掲げるものに係る事務とする。
「の第十五号まで並びにこの政令第十三条において準用する第十二条第うち海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第一号の二及び第五号か用する第十二条第二項に規定する法第七条第二項の県の知事の権限の第十六条 法第七条第八項の政令で定める事務は、第十三条において準

)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。に係るものに限る。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号、第十二号又は第十五号に掲げる権限に係る事務を行ったときの通知、海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第五号から第六号の二まで県が処理することとされている事務(同項に規定する事務にあっては第十三条において準用する第十二条第一項及び第四項の規定により

2

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	
(復興海岸工事に係る権限の代行)	(復興海岸工事に係る権限の代行)
八	八
竹負に見ぎ上の三巻で担う霍艮よ、等1負う見ぎによりなでない(略)	竹質に見だしの言奏で記り霍艮よ、等っ食の見ぎにこうなではし、(略)
工事の区域 (海岸法施行令第一条の五第一項第二十三号から第二十五  3 前項に規定する主發大臣の権限は 第一項の規定により公示された	工事の区域につき、同項の規定により公示された工事の開始の日から3 前項に規定する主務大臣の権限は 第一項の規定により公示された
は、主務大臣が海岸管理者で	完了又は廃-
知事の意見を聴いて定め、公示した区域を除く。)につき、第一項の	だし、海岸法施行令第一条の五第一項第三号の三から第四号まで、第
規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日ま	九号、第十号、第十三号、第十四号(海岸法第二十二条第二項及び同
でに限り行うことができるものとする。ただし、海岸法施行令第一条	条第三項において準用する漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号
の五第一項第九号から第十一号まで、第十七号、第十八号、第二十一	)第三十九条第七項から第十五項までの規定により損失を補償する部
	しくは
用する漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三十九条第七項	、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。
から第十五項までの規定により損失を補償する部分に限る。)、第二	
十四号、第二十五号若しくは第三十号又は前項各号に掲げる権限につ	
いては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。	
4 主務大臣は、法第十三条第三項の規定により海岸管理者である福島	4 主務大臣は、法第十三条第三項の規定により海岸管理者である福島
県知事に代わって海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第三号から	県知事に代わって海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第一号の三
第八号まで、第十二号から第十四号まで、第二十号、第二十六号、第	から第三号の二まで、第五号から第六号の二まで、第十二号又は第十
二十七号、第二十九号又は第三十号に掲げる権限を行ったときは、遅	五号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を福島県知事に
滞なく、その旨を福島県知事に通知しなければならない。	通知しなければならない。
5 (略)	
	5 (略)
(権限の委任)	(潅張の委任)
第二十四条 (略)	第二十四条 (略)

10 、第二項の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲水産大臣の権限のうち第二項に規定する事項に係るものを除く。)は。 第八条第一項、第三項及び第四項に規定する主務大臣の権限(農林 げる地方支分部局の長に委任する。

> 2 { 8 (略)

9 の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方の権限のうち第二項に規定する事項に係るものを除く。)は、第二項第八条第一項及び第四項に規定する主務大臣の権限(農林水産大臣 支分部局の長に委任する。

10

- 10 -

 $\bigcirc$ 大規模災害からの復興に関する法律施行令(平成二十五年政令第二百三十七号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

5 (略)	4 主務大臣は、法第四十八条第三項の規定により同条第一項の海岸長に通知しなければならない。	(特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	改正案
5 (略)	世 (本の長又は当該 は (本の長又は当該 は (本の長又は当該	3 2 第二十一条 第二十一条 工事の写に規定 工事の区域に力 が第三十九条 所項各号に規定す が第三十九条 が第三十九条 が第三十九 が第三十九 が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	現
	組合の管理者若しくは長に通知しなければならない。は、遅滞なく、その旨を当該海岸管理被災地方公共団ら第六号の二まで、第十二号又は第十五号に掲げる権ら第六号の二まで、第十二号又は第十五号に掲げる権ら第六号の二まで、第十二号又は第十五号に掲げる権法第四十八条第三項の規定により同条第一項の海岸管法第四十八条第三項の規定により同条第一項の海岸管	等海岸工事に係る権限の代行) 等海岸工事に係る権限の代行) 等海岸工事に係る権限の代行) を、同項の規定により公示された工事の開始の日からき、同項の規定により公示された工事の開始の日からき、同項の規定により公示された工事の開始の日から第十三号、第十四号(海岸法第二十二条第二百六十七号第十五条第一項において同じ。)若しくは第十五号又は一方、第十四号(海岸法第二十二条第二百六十七号第十五条第一項において同じ。)若しくは第十五号又はる権限については、工事の完了又は廃止の日後においてきる。	行

(特定災害復旧等海岸工事に係る権限の委任)

# 第二十四条 (略)

げる地方支分部局の長に委任する。は、前項の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲農林水産大臣の権限のうち前項に規定する事項に係るものを除く。)2 第二十一条第一項、第三項及び第四項に規定する主務大臣の権限(

# (第一号法定受託事務)

受託事務とする。

学託事務とする。

学託事務とする。

学託事務とする。

学託事務とする。

学託事務とする。

学託事務とする。

学託事務とする。

学記事務を行ったときの通知に係るものに限る。)は、地方自治法(昭和に係る部分を除く。)、第二十七号又は第三十号に掲げる権限に係るに係る部分を除く。)、第二十七号又は第三十号に掲げる権限に係るに係る部分を除く。)、第二十七号又は第三十号に掲げる権限に係るに係る部分を除く。)、第二十七号又は第三十号に掲げる権限に係る事務に係る部分を除く。)、第二十二号以前の表記に、地方自治法では、海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第十二号から第二十二条において準用する第二十一条第一項及び第四項の規定に

2

(特定災害復旧等海岸工事に係る権限の委任

## 第二十四条 (略)

2

支分部局の長に委任する。の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方大臣の権限のうち前項に規定する事項に係るものを除く。)は、前項第二十一条第一項及び第四項に規定する主務大臣の権限(農林水産

# (第一号法定受託事務)

第二十五条 法第四十八条第八項の政令で定める事務は、同条第四項の第二十五条 法第四十八条第八項の安で定める事務は、同条第四項の超行の長又は同項の組合の管理者若しくは長に代わって行う第二十二条に 規定により同条第二項の都道府県の知事が同項の海岸管理被災市町村第二十五条 法第四十八条第八項の政令で定める事務は、同条第四項の

第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とすときの通知に係るものに限る。)は、地方自治法(昭和二十二年法律号の二まで、第十二号又は第十五号に掲げる権限に係る事務を行ったにあっては、海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第五号から第六より都道府県が処理することとされている事務(同項に規定する事務2 第二十二条において準用する第二十一条第一項及び第四項の規定に

(傍線
$\mathcal{O}$
部
分
は
改
正
部
分

平成二十五 十四号まで、第二十号、第二十六号(海岸協力団体律施行令 (法施行令第一条の五第一項第一号、第十二号から第に関する法 ている事務(同項に規定する事務にあつては、海岸からの復興 第四項の規定により都道府県が処理することとされた規模災害 第二十二条において準用する第二十一条第一項及び	(略)	第百十四号	十三年政令	令(平成二	る法律施行	代行に関す   る。)	国等による   権限に係る事務を行つたときの通知に係るものに限	係る工事の   部分を除く。)、第二十七号又は第三十号に掲げる	旧事業等に 第二十六号 (海岸協力団体による届出の受理に係る	設の災害復 項第一号、第十二号から第十四号まで、第二十号、	公共土木施   昭和三十一年政令第三百三十二号)第一条の五第一	害を受けた   (同項に規定する事務にあつては、海岸法施行令 (	災による被   項の規定により県が処理することとされている事務	東日本大震   第十三条において準用する第十二条第一項及び第四	(略)	政令事項	における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令	別表第一(第一号法定受託事務(第一条関係)	改正案	
平成二十五 号の二まで、第十二号又は第十五号に掲げる権限に律施行令 (法施行令第一条の五第一項第一号、第五号から第六からの復興 第四項の規定により都道府県が処理することとされ大規模災害 第二十二条において準用する第二十一条第一項及び	(略)	第百十四号	十三年政令	令(平成二	る法律施行	代行に関す	国等による	係る工事の   通知に係るものに限る。)	旧事業等に は第十五号に掲げる権限に係る事務を行つたときの	設の災害復 項第一号、第五号から第六号の二まで、第十二号又	公共土木施   昭和三十一年政令第三百三十二号) 第一条の五第一	害を受けた   (同項に規定する事務にあつては、海岸法施行令 (	災による被   項の規定により県が処理することとされている事務	東日本大震   第十三条において準用する第十二条第一項及び第四	(略)	政令事項	における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	P   備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令	別表第一 第一号法定受託事務 (第一条関係)		

	百三十七号	年政令第二
通知に係るものに限る。)	は第三十号に掲げる権限に係る事務を行つたときの	の届出の受理に係る部分を除く。)、第二十七号又

|百三十七号| |年政令第二 | 係る事務を行つたときの通知に係るものに限る。)